

未婚のひとり親への寡婦（寡夫）控除のみなし適用について (2021年度大学等在学採用（春）（家計急変含む）の給付奨学金にお申込みの方)

独立行政法人日本学生支援機構

本機構の給付奨学金をお申込みいただき、ありがとうございます。

給付奨学金の収入基準については、学生等本人及び生計維持者の住民税情報により判定を行います。

2020年度までの住民税に係る地方税法においては、未婚の（婚姻歴のない）ひとり親には寡婦（寡夫）控除が適用されないため、住民税の計算上、未婚のひとり親は、婚姻歴のあるひとり親と比べて不利となる場合があります。

この状況については、2020年度の税制改正によって、未婚のひとり親に対する新たな控除が創設され、2021年分以後の個人住民税に適用されることとなりますが、2021年度大学等在学採用（春）に申し込まれる方の選考、または2021年4月～8月に家計急変採用に申し込まれる方の選考にあたっては、改正予定の新たな控除を前倒しでみなし適用することで、経済的支援の公平性の確保を図ります。2021年度大学等在学採用（秋）に申し込まれる方の選考、または2021年9月以降に家計急変に申し込まれる方の選考にあたっては、改正後の新たな控除が適用される予定です（下記2. 及び3. の書類の提出等の手続きは不要です）。

なお、当該控除の適用を受けても、所得の状況により支援対象とならない場合があります。

1. みなし控除の対象となる方

以下、(1) から (3) の全てに該当する者を対象とします。

(1) 2021年度大学等在学採用（春）において給付奨学金に申し込まれる方。

(※) 2021年4月～8月に家計急変に申し込まれる方も対象です。

(2) 2019年12月31日時点で婚姻歴（事実婚を含む（※））がなく、かつ2019年（1月～12月）の総所得金額等が48万円以下の子がいるひとり親の方。

(※) 2020年1月1日より前に婚姻歴（事実婚を含む）がなく、かつそれ以降に婚姻歴がある方は対象です。

住民票の続柄に「夫（未届）」、「妻（未届）」の記載がある方、または税法上の寡婦（寡夫）となっていた方は対象外です。

(3) 当該ひとり親（生計維持者）の2019年1月～12月の合計所得金額が500万円以下（給与所得者の場合、年収688万円以下）の方。

2. 申込方法

本機構のホームページに掲載している「寡婦（寡夫）控除のみなし適用の申請書」をダウンロードし、必要項目をすべて記入のうえ、住民票の写し（※）とともに学校に提出してください。

(※) 住民票は、「世帯全員分」の記載及び「続柄」の記載があるもので、かつ2020年1月1日以降に発行されたものを提出いただく必要があります。

◆ホームページ掲載場所◆

ホーム > 奨学金 > 奨学金の制度（給付型） >

申込方法 > 【2021年度大学等在学採用（春）の給付奨学金にお申込みの学生等対象】

未婚のひとり親への寡婦（寡夫）控除のみなし適用について

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/moshikomi/minashikahu.html>



3. 書類提出期限

在籍する学校に確認してください。

【本件に関するお問い合わせ先】

日本学生支援機構 奨学金相談センター（ナビダイヤル）

電話：0570-666-301（平日 9時00分～20時00分）